

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市熱田区南一番町7番24号

氏 名 サーライン 株式会社
代表取締役 天白 正行 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

一宮市長 中野 正 康



許可の年月日 平成30(2018)年 9月 4日

許可の有効年月日 令和 5(2023)年 5月21日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等
を除く。)、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばい
じん等を除く。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 11品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、
繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートく
ず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有
産業廃棄物を含む。)

以上 5品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上 げることができる高さ

(1) 所在地

一宮市千秋町浅野羽根字西南出44番1、45番1

(2) 面積

1,972㎡(保管面積 242.71㎡)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、
繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリート
くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器
くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石
綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

326.68 m³

(5) 高さ

2.50 m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 5月22日 新規許可

平成25年 6月20日 更新許可

平成30年 7月10日 更新許可

平成30年 9月 4日 変更許可

令和 3年11月11日 書換

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無

